

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2020.09

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 令和2年10月1日新設 ^{けい}経営業務の^{かん}管理責任者 新要件

改正建設業法の施行（令和1年10月1日）にともない施行規則の一部改正する省令案の意見募集を開始、改正法の中でも最も注目を集める？経営業務の管理責任者（略して経管）要件について解説します。

NEW 「主となる者」と「補佐する者」が必要！

○主となる者とは・・・

1. 建設業の財務管理、労務管理、業務運営いずれかの業務に関し、役員等の経験2年以上
2. 5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験、
3. 5年以上の役員等の経験を有する者

○補佐する者とは・・・

1. 建設業者等において5年以上、**財務管理＋労務管理＋運營業務の経験**を有する者
※一人が複数の経験を兼ねることが可能

過去の経験業種による縛りは無くなり一律に**5年間の経験でOK**ということになります。当初は「経営業務の管理責任者の廃止だ！」位の勢いでしたが、「**建設業の役員等経験2年以上**」＋「**補佐する者の配置**」が必要に。実質的には若干の緩和といったところでしょうか。

建設キャリアシステム ～CCUS ゴールドカードが欲しいっ～

平成20年に「登録基幹技能者制度」が生まれ、10年以上が経過しました。全技能者の人数が約330万人と言われている中でも、**登録基幹技能者は約6万7千人で全体の約2%...**。キャリアの見える化を図る政策である**CCUSの入場カード、ポケットから出した瞬間にわかる最高潮の技能者である証のゴールドは、登録基幹技能者をクリアした方のみ**です。登録基幹技能者には現在35職種あり、それぞれ資格要件がありますが共通要件として**実務経験10年以上、職長経験3年以上**です。登録鳶・土工基幹技能者講習（11月14日、15日）の受付が8月20日から（9月25日まで）始まっています。当所が事務局をお預かりしている東海建設躯体工業会が窓口となっております。やればゴールドカードもらえる敏腕技術者がブルー（自動車免許取りたての人と同じ色です）なんて、奥ゆかしいとは言いません。自分の仕事に誇りをもって、自分を安売りしないで欲しいと感じてしまいます。

是非、ゴールドカードをGETしましょう、難しくありません、サポートします☆

★運送業★ お待たせしました旧ホワイト経営 「見える化」

「運転者職場環境良好度認証制度」スタートです

今か、今かと待ち続けた、国交省は、よりよい職場環境を実現した自動車運送事業者を認証する「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」が9月16日から申請受付をスタートします。

申請は12月15日まで受け付け、来年1月以降に審査結果を順次通知し、5月に全体の結果を公表する予定です。



まずは、「1つ星」これをベースとして「2つ星」から「3つ星」へ挑戦です。

どんなステッカーかな？

認証されると専用のステッカーが使用でき、求人書類などで職場環境の良さをアピールすることも可能です。楽しみです。

慢性運転者不足、この認証制度の新設でドライバーさんに対する仕事のイメージが改善され、幅広い人材確保が可能になることを願っています。

安全面を評価する認証制度『安全性優良認定事業所』は広く浸透していますが、職場環境にスポットを当てる新制度。一番乗りしたいものです。

さて、5項目 **「法令順守等」** **「労働時間・休日」**

「心身の健康」 **「安心・安定」** **「多様な人材の確保・育成」**

これらの基本的な取り組み要件を満たして申請です。審査料は5万円ですが、電子申請なら3万円に割引だそうです。頑張って書類チェックして申請します。早く申請すれば、早く審査され、結果も早く届く！ というわけですからね。

牟田事務所 社労部門と許認可部門でタッグを組んで、認定までのサポートを全力でさせていただきます。認定取得をお考えの方は早めに牟田事務所 田口までご連絡ください。どしどしお待ちしております。

集中監査どうなる？

毎年10月は集中監査が行われます。昨年10月にも集中監査が行われ愛知県内では20社に対して監査が行われ、そのうち**違反があった事業者数は17社**だったようです。

ただ、今年は支局の監査担当いわくコロナの影響で事故や通報等のあった事業者に監査に行けておらずそういう事業者がたくさんたまっているので10月に集中監査は行うことができないようですが、安心してはいけません。年度内のどこかでは集中監査を行う予定です。

もし大きい事故があったり監督署が来て指摘されたけど全然監査来ないしコロナだからもう何もないだろうと思っている事業者は要注意です。



監査はある日突然にやってきます。(‘∩’)

【集中監査対象事業者】

- ① 都道府県公安委員会、労働局等から通報のあった事業者
- ② 地方貨物自動車運送事業自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の結果報告により、法令違反の疑いがある事業者
- ③ 事故や苦情から法令違反の疑いがある事業者
- ④ 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- ⑤ 長期間監査を実施していない事業者

監査が来て慌てる前に内部監査を実施しましょう。
牟田事務所もお手伝いさせていただきます。

8月23日（日）運行管理者試験を受けてきました

8月23日に令和2年度第一回**運行管理者試験**がありました。
前回3月がコロナの影響で中止になり様々なところで影響があったかと思います。
貨物担当：田口も受験してきました。
いつもは大学等で行われますが、今回はソーシャルディスタンスを保つためにセントレアにあるAichi Sky Expo（愛知県国際展示場）で行われました。
広い倉庫のような会場で2400人が集まり、広すぎて自分の席を探すにも一苦労です。
会場内には試験官としてトラック協会の馴染みの方もいらっしやったので、緊張も少し和らぎ、試験に取り組みました。

何年か前の運行管理者試験は**THEトラックの運ちゃん**ばかりだと聞いていましたが、会場内には若い女性も多く、**トラガールが増えている証拠**だなと感じました。
一緒に受験されたお客様もたくさんいらっしやいます。みなさん結果はどうでしたでしょうか？

え？僕ですか？？もちろん合格しないと…☹

第2回は3月上旬にありますのでお忘れなく！

忘れそうだな～と思ったら牟田事務所田口まで！！



運送業者さんからの相談 梱包材の排出事業者は誰？

★産廃業★

運送業者さんから梱包材の排出事業者が誰になるのかという質問をいただくことがあります。状況によって排出事業者が異なりますが、運送会社が排出事業者になる場合、また運送会社が収集運搬業の許可が必要になる場合を考えてみました。

○運送会社が排出事業者になり得るケース

商品を配送して到着したその場で開梱し、梱包材を運送会社が持ち帰るケースも多々あります。商品の「運送」という業務のために使用する資材と捉えるため、**運送会社が排出事業者**となります。この場合は自社物の運搬となるため**収集運搬業の許可は不要**です。



○運送会社の収集運搬業許可が必要になるケース

梱包材を商品の「納入」という業務のために使用する資材と捉えた場合、**荷主が排出事業者**となり、開梱時点から廃棄物として取り扱っていることになるため、運送会社は**収集運搬業の許可が必要**になります。

上記2点、捉え方の違になってきますので、荷主さんと相談していただくのも大事です。許可の要不要や廃棄物の取扱いなど、解釈が難しいのが廃掃法です。もし「あれ？これどうだっけ？」「このままで大丈夫かな？」と少しでも疑問に思われたらぜひ**牟田事務所白木**へご連絡ください。

廃棄物火災 多発

■分別が多く命を守る

ごみ収集車火災のニュース、あちこちでちょくちょく耳にしますよね。収集員はもちろん、付近住民やたまたま居合わせた歩行者に至るまで…、多くの人命にかかわる重大な事故になりかねない危険な事故。こうした事故の多くは、スプレー缶類、使い捨てライター、固形燃料、リチウム電池など、本来不燃ごみに出してはいけない「**発火性危険物**」が混入し、収集車内で発火してしまうことが原因です。スプレー缶もライターも全てガス入りとして区分収集され、処理されれば安全で効率的ですが、区分収集するにも住民一人一人の協力が不可欠。自分の分別ミス・分別さぼりが、路上で人を殺してしまう可能性があるというのは恐ろしいことですよね…。



■背景にはまたまたコロナ禍の影響…

新型コロナ感染が広がった今年3～5月、上記のような収集車火災は過去最多となりました。外出自粛が続き、自宅時間が増え単純に排出量が増加+時間に余裕ができ自宅の大掃除をする人が増えたためと考えられますが、消防局の話によると、未だスプレー缶やライターを不燃ごみで出せると誤解している人が少なくないんだそうです。ちなみにですが、外出自粛の影響で家庭で料理をする人が増え、コンロ火災も過去5年の同時期と比べ、倍増しています。

みんなが大変なこんな時期だからこそ、自分たちが出したごみの行く先に関わる人へも、ほんの少しか心配りしたいと思いました。

火災や事故を防ぐためにも、まずは正しい分別を！